

鳥取県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
岡村 稀隆	鳥取市岩倉372-37	レイス治療院鳥取	鳥取市雲山225-13	平成24年4月9日
加嶋 景子	東伯郡湯梨浜町大字田後351	レイス治療院倉吉	倉吉市宮川町188-9	〃